

認定登記基準点設置に向けて



# 登記基準点設置事例集

日本土地家屋調査士会連合会

協力：東京土地家屋調査士会  
兵庫県土地家屋調査士会

発刊にあたり、登記基準点を不動産登記規則第10条第3項にいう「基本三角点等」として位置付けるための検討会及び評価委員会設置準備委員会に於いては、法務省民事局民事第二課・前田幸保 補佐官、同課・横山亘 不動産登記第二係長（当時・現東京法務局港出張所登記官）、国土交通省土地・水資源局国土調査課・田中大和 課長補佐（当時・現同省国土地理院地理空間情報部基盤地図情報課長）及び連合会学術顧問はじめ学識者に特段のご尽力をいただきました。

また、登記基準点の認定にあつては「日本土地家屋調査士会連合会登記基準点有識者協議会」の東京大学大学院工学系研究科 清水英範教授、社団法人日本測量協会測量技術センター 大瀧茂参事役・管理部長、坂巻豊公証人、坂元均工学博士（日調連技術センター委員長）にご尽力賜りましたこと、及び、「日本土地家屋調査士会連合会登記基準点評価委員会」各位のご努力と事例集作成にご協力いただきました東京土地家屋調査士会、兵庫県土地家屋調査士会に深甚なる感謝の意を表すところです。

平成 21 年 5 月

日本土地家屋調査士会連合会  
会 長 松 岡 直 武

## 目 次

1 東京土地家屋調査士会会館前設置認定登記基準点	1
2 兵庫県土地家屋調査士会設置認定登記基準点	101
【付録】 平成 20 年 6 月 19 日付け日調連発第 72 号 登記基準点を不動産登記規則第 10 条第 3 項に規定する 「基本三角点等」として取り扱うことについて（通知）	179

※「登記基準点」は、日本土地家屋調査士会連合会の登録商標です。

○認定4級登記基準点設置事例の紹介

【1】認定登記基準点設置の作業順序	5
【2】作業計画	6
【3】選点	8
【4】測量標の設置	12
【5】観測	13
【6】計算	15
【7】高低網について	18
【8】水準測量の実施	19
【9】成果の精度管理、整理	20
【10】成果の提出（認定申請）	23